

## 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第2回）における 「間接侵害」等に関する考え方の整理に関する主な意見概要

### I. 総論

#### 1. 間接侵害の立法化の必要性について

##### 立法的措置に慎重な見解

- 最高裁で示された直接行為主体認定の判断要素である「管理性」について、間接侵害が立法化されれば見直されるとは限らないのではないか。見直されないとすると、従前の最高裁で示された解釈と間接侵害に係る立法との、いわば 2 つの考え方が併存することになり、混乱するのではないか。
- 民法の解釈との整合性を図ることが困難であるとの指摘もあるように、事実上、間接侵害を条文で明確化することは困難ではないか。立法ではなく、文化審議会報告書において、第 112 条の対象者は、直接侵害者に限定されないということを公表すればよいのではないか。

##### 立法的措置が必要とする見解

- 確認的であったとしても間接侵害が差止めの対象に含まれることを明確に伝えるのは、立法しかないのではないか。
- 権利者からは差止請求が可能となる範囲や根拠を明らかにして欲しいとの要望があり、利用者からは差止請求の対象にならない範囲を明らかにして欲しいという要望がある中、できるだけそれを明らかにすることが求められているのではないか。
- 確認的か創設的かという議論ではなく、差止請求の範囲を明確にすることが必要ではないか。

#### 2. 第 30 条第 1 項の検討の必要性について

##### 検討が必要とする見解

- 間接侵害の問題を議論するのであれば、第 30 条第 1 項の個人の私的使用が適法なのか否かという問題を整理した上で、それを前提に業者の行為が違法かどうかを検討すべきである。従属説を採る以上、第 30 条第 1 項の問題を議論して、それで整理がつかないのであれば、先に進むべきではない。



- 第 30 条第 1 項の問題が難しいのはそのとおりだが、そろそろ考える必要があるのではないか。

必ずしも検討は必要ではないとする見解

- 直接行為者も間接行為者も業者である場合を想定して検討すべきである。直接行為者が個人の場合は、その応用問題である。
- 現在の制度を前提にしつつ枠組みを整理するというのが現実的なアプローチではないか。
- まずは第 30 条第 1 項の検討が必要との見解はもつともであるが、第 30 条第 1 項の検討に入ると收拾がつかなくなることから、まずは直接行為者も間接行為者も業者である場合を想定して検討するのが実務的に一番良いのではないか。

### 3. 従前の判例法理との関係について

- 最高裁で示された直接行為主体認定の判断要素である「管理性」について、間接侵害が立法化されれば見直されるとは限らないのではないか。見直されないとすると、従前の最高裁で示された解釈と間接侵害に係る立法との、いわば 2 つの考え方が併存することになり、混乱するのではないか。 <再掲>
- 「管理支配性」の問題と間接侵害として差し止めの対象とするかどうかの議論というのは、本来両方あっても良いのではないか。
- 第 112 条の対象は直接、間接問わず広く含まれているという前提に立てば、従来（の判例法理）より論理的には範囲が広がるだけで、従来の判例法理が（間接侵害の立法化によって）変更を受けることは、少なくとも提案内容としては含まれていないと理解すべきではないか。
- 間接侵害の立法的措置を行う以上、いわゆるカラオケ法理というものにとってかわるものであるとする必要があるのではないか。 そのように解しないと立法論として考える必要性が無いのではないか。



## II 各論

### 1. いわゆる従属説について

#### 従属説を採るべきとする見解

- 著作権法が是認する行為（権利制限規定によって客観的に権利対象の外に置かれている行為）を累積、蓄積したからといって、違法行為に転ずる理由は無いのではないか。

#### 必ずしも従属説を採る必要はないとする見解

- 著作権法においても産業政策的側面を認める余地はあることからすれば、ケース・バイ・ケースで妥当な司法判断を導くという観点から、立法の段階で、従属説を採用し、裁判所の判断を拘束するのは妥当ではないのではないか。

### 2. 試案（差止請求の対象となる間接行為者の範囲）について

- 最高裁が示した「管理性」、「支配性」といった概念は、不明確な面は否定できないものの、これまでの裁判例の蓄積から一定程度の相場観がある。他方、仮に試案通りの立法がなされた場合、新たな概念と思われる「実質的危険性」(i)、「合理的措置」(ii)、「積極的に誘因する態様」(iii)をどのように解釈すべきか明確ではない。
- （発生した侵害結果と相当因果関係にある者については広く差し止め請求の対象とするとしているが、）そもそも相当因果関係という概念は茫漠としており、どのように限定を図るのかについて、（中間まとめでは）具体的な考え方は示されていないのではないか。
- 相当因果関係の問題は、いわゆる寄与度の問題であると考えられるが、寄与度といった場合、「管理支配性」や「利益」というファクターが妥当かどうかはともかく、もう少し寄与度を判断するときの観点を示す必要があるのではないか。
- （iii）は主観的要件である故意によって対象範囲を限定する考え方であるとする、  
「誘因する態様」には多くの評価が含まれることから、実際問題として、（iii）と（ii）との区別ができるのか疑問である。
- 諸外国の判例等を参考にしたうえで、差止命令の対象として適した者又は対象としても酷ではない者はだれかという観点から義務違反なども考慮して、絞り込みをした結果を列挙したのが（i）、（ii）、（iii）である。



- 相当因果関係だけではなく義務違反的な要素も考慮されているのであれば、違法な利用行為の予見可能性があるだけで常に合理的措置をとるべき義務が生じていることになる。通常の過失の考え方からすれば合理的措置をとるべき、義務の発生根拠を明らかにすべきではないか。
  
- (義務の発生根拠については、) 相当程度の侵害発生可能性を有するということを、まとめて「実質的危険性」を有すると整理しており、そのような「実質的危険性」があるものに限定して(義務が発生すると考えており、その義務の内容として)合理的措置を講ずることを義務づけている。

(以 上)